戸籍用紙「族称欄」族称文字の削除

はじめに

- 一 戸籍用紙の族称記載
- 戸籍用紙「族称」文字の削除
- 「族称」文字削除の意義と世論
- 結びにかえて

五四三

はじめに

(1) 明治二年(一八六九)に、公卿と諸侯は華族と称することになり、家臣は士族か卒を称することとなった(明治五年になり、卒のうち、といわれるもので、疾籍とか身分とも称した。ただし、華族と士族ををいわれるもので、疾籍とか身分とも称した。ただし、華族と士族ををがよするという法令はあったが、平民が族称であるのかが、後になって争われた。

たが、土族の特権は時の推移とともになくなり、昭和に入ると士族の(②) 華族は華族としての特権を昭和二二年(一九四七)まで持ってい

井戸田 博史

族・士族・平民のそれぞれを記載することになっていた。本の、明治四年戸籍法以来、明治三一年戸籍法の「族称欄」においても華なったが、法制的には華族・士族・平民はいずれも族称と位置づけらた。士族とか平民とかの族称を明示することに、格別の意義はなく権を伴うものではなくなり、士族も平民も国民としては均一化され族称は有名無実となった。士族の族称には身分的あるいは経済的な特

明治四一年(一九〇八)と同四二年(一九〇九)に貴族院で、この族称明治四一年(一九〇八)と同四二年(一九〇九)に貴族院で、この族称明治四一年(一九〇八)と同四二年(一九〇九)に貴族院で、この族称明治四一年(一九〇八)と同四二年(一九〇九)に貴族院で、「士族平民ノ称ヲ全廃スルガ宜イ」とする「士族及平民ノ称ラニ関スル法律」と「族称ノ記載ニ関スル法律載センムルノ制ヲ廃シ」「族称ノ記載ヲ要スルモノハ華族士族ニ限」とれた。貴族院の建議案と法律案はいずれも激論の末否決されたが、衆議院の請願は採択された。

法律第二六号として戸籍法が制定された(以下「大正三年戸籍法」とい(3) 大正三年(一九一四)に、明治三一年戸籍法は廃止され、新たに

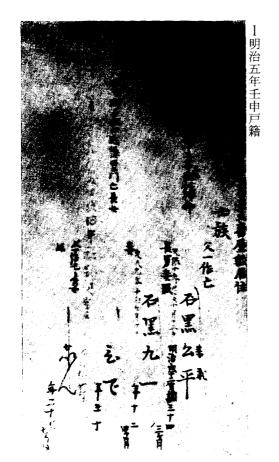
公布はなかった(これについても稿を改めて発表する予定である)。 大正一二年(一九三三)になると、衆議院に「因襲打破ニ関スル建議大正一二年(一九三三)になると、衆議院に「因襲打破ニ関スル建議大正一二年(一九三三)になると、衆議院に「因襲打破ニ関スル建議大正一二年(一九三三)になると、衆議院に「因襲打破ニ関スル建議大正一二年(一九三三)になると、衆議院に「因襲打破ニ関スル建議

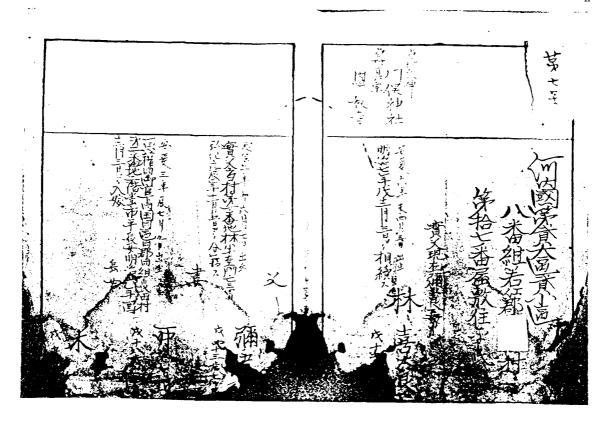
は、大正三年戸籍法の原則が変わったわけではなかった。
り、華族士族の場合はその旨を記載し、平民は記載しない。その点で文字が印刷されていない空欄に、大正三年戸籍法第一八条第三号どう予め印刷しないことにするとの民事局長通牒が出された。族称という予め印刷しないことにするとの民事局長通牒が出された。族称というでは、 昭和一三年(一九三八)六月一三日に、戸籍法施行細則付録第一

の時期に、誰によって提起され、実現したのか、世評は如何であった(5) 本稿は、昭和一三年(一九三八)の族称文字の削除が、何故にこ

のかを明らかにし、あわせて資料を紹介することを目的としている。

一 戸籍用紙の族称記載





戸籍様式は不統一であった。族称記載の実例を若干示しておこう。められていず、用紙も全国的に一定でなく、明治一九年戸籍法令まで四号戸籍書式」を規定していた。しかし、戸籍様式について詳細に定四号戸籍書式」を規定していた。

治一九年戸籍法令」と総称する)。「戸籍登記書式」(同省訓令第二〇号)が公布施行された(これらを「明出方」(内務省令第一九号)、②「戸籍取扱手続」(同第二二号)、③

め、

明治一九年(一八八六)に、①「戸籍法中出生死去出入及寄留等届

明治四年戸籍法が年とともに機能を果たさなくなってきたた

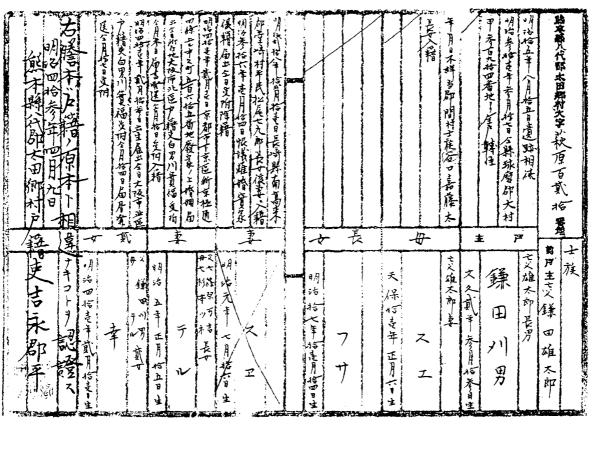
(2)

いずれかの族称を記載した。端下段の「此欄内ニハ身分ヲ記ス」とある欄に、華族・士族・平民の戸籍取扱手続は、次に掲げる「戸籍用紙雛形第一」を規定した。右

戶籍用紙雛形第一

七月氏へ色隆氏ない色舞に頂くい氏す月エンノ							欄内ニハ年月日及事項ヲ記ス以下祠シ	アルトキハ此欄内ニ記	比欄内ニハ主所ヲ記ス 轉籍移居絕家廢家ノ事項 此欄内ニハ
			ハガ が 順内 ニ	記主ハ内此スト戸ニ欄				前戶主	身分ヲ記ス
		以下同シーンステンタであ	t	此欄内ニハ生年月日ラ記ス以下同シ	・	1000 ランランをであるなった	・ ・ 	す記ス	ス 身分便換アリタルト

なお実例を一つ示しておこう。



付録第二号として次の戸籍用紙を定めた。 訓令第五号)が新しく公布施行された。これにより、 一二号、 と明治一九年戸籍法令は廃止となった。 「族称欄」 (3)明治三一年(一八九八)の民法制定に伴って、「戸籍法」 以下 に族称を記載した。 「明治三一年戸籍法」という)と「戸籍法取扱手続」 なお、 家族が戸主と族称を異にする場 戸籍法取扱手続 戸籍用紙の戸主欄の 明治四年戸 (第二条) は、 (法律第 (司法省 右側 籍法

+	表 五	横	
明治五拾八年六月壹日午後八十		本	附錄第二 款 堅
時死亡同月貳日屆出同日受附卿		地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	存
Ð.	主	F	
生 競 母 父 明	月及ル集戸 日と原り主 年四タト 六年父 明	母 父 # 特 特 恢	何 市 何
が 一	明治會治費年六月或拾費明治會治費年六月或拾費年六月或拾費年六月或拾費年六月或拾費年六月或拾費	上版 田 正義長男 正 義長男	町村戸籍役場
カリ三女	が 同拾 月九 大	長男	377

— 54 **—**

設けてここに「平民」と記載することになった。称を喪失し平民となった場合は、戸籍中家族の氏名欄に適当な区画を合(戸籍法第一七六条第二号但書)、例えば華族の家族が処刑によって族

華族又ハ士族ナルトキハ其族称」 されていたのを、 年戸籍法」という)。 した戸籍簿のみとした。 に戸籍法が公布され、 「家族カ戸主ト族称ヲ異ニスルトキハ其族称」を記載すると規定し (4) この場合は 平民はあえて平民と記載する必要がなくなった。 大正三年(一九一四)三月に明治三一年戸籍法が廃止され、 戸籍中家族の氏名欄に適当な区画を作り、 新戸籍法は身分登記簿を廃止して記載事項を精細に 明治三一年戸籍法が身分登記簿と戸籍簿から構成 翌四年一 大正三年戸籍法第一八条第三号は、「戸主カ 月一日から施行された(これを「大正三畑 を記載すべきであるとした。 なお、 その族称 第四号は すなわ 新た

三 戸籍用紙「族称」文字の削除

□ 「族称」文字削除の通牒

称欄」がある。この「族称欄」にある「族称」という二文字を印刷し照)。戸籍法施行細則付録第一号様式に戸籍用紙の戸主欄右側下に「族に、戸籍用紙の様式に関する通牒を発した(民事甲第七二二号、資料①参事務を監督する区裁判所の上級統督機関である地方裁判所所長あて(1)昭和一三年(一九三八)六月一三日に、司法省民事局長は、戸籍

現存戸籍用紙は適宜抹消のうえ使用する)。ないで予め削除しておくことになった(族称という二文字が印刷済みの

ある。 戸籍用紙を参照)。 族 0 る第一八条第三号、 た。 華族と士族はその族称を記載し、 に同様の空欄を設けて「平民」と記載することとなった(資料①の別紙 の族称を記載せねばならなかった。 明治三一年戸籍法では、 「族称欄」の族称文字は今後印刷せず削除されることになったので または 昭和一三年 第一八条第三号の場合は、 「士族」と記載し、 (一九三八)になり、 第四号自体は改正されたのではないが、 「族称欄」 同第四号の場合は、 平民は平民と書く必要はなくなっ 族称文字が削除された空欄に 大正三年戸籍法では、 と 大正三年戸籍法の族称記載に関す 華族 · ± 族・ 家族欄の氏名欄中 亚 民 「族称欄」に 0 戸 主欄中 ず ħ 一華 か

牒に関連して、次のような疑義が生じた。すなわち、 ③ なお、昭和一三年(一九三八)六月一三日の「族称」文字削除通

民事局長は同年六月二九日に、 となった は 民」が記載されているときは、「平民」の記載を省略できるのかが問題 いるときは族称の文字を省略できるのか、 いずれも謄写を省略しうると回答した ①戸籍謄 (昭和一三年六月二一日、 抄) 本作成の場合に、 族称文字および戸主の族称平民の記載 京都地方裁判所長照合)。これについて、 (7)現戸籍に族称文字が (民事甲第七六四号、 (\mathbf{p}) 旧戸籍戸主の 印 刷さ 資料②参 称 ħ て

②戸籍法第一八条第四号の場合に、家族欄中の「父母の氏名」およ

設けることした(民事甲第八二〇号、資料③参照)。七月八日に「後段貴見の通り」と回答し、必要に応じ空欄をその都度三日、大阪府北河内郡九個荘村長禀伺)。これに対して、民事局長は同年場合にその都度設けるのかについて疑義がおこった(昭和一三年六月二び「続柄欄」の左側に「空欄」を予め設けておくのか、必要が生じたび「続柄欄」の左側に「空欄」を予め設けておくのか、必要が生じた

□ 「族称」文字削除の経緯

することとしていたが、その機会をえないままとなっていた。が提案された。地元県である埼玉県側から適当な機会に本問題を提案関東融和連盟協議会において、長野県の委員から戸籍上の族称欄廃止(1)昭和一三年(一九三八)二月二三日に埼玉県熊谷市で開催された

七三三号、資料①)を出した。戸籍法第一八条第三号に関しては、戸籍(一九三八)六月一三日、通牒「戸籍用紙ノ様式ニ関スル件」(民事甲第司法次官、大森洪太民事局長等が慎重検討の結果、遂に昭和一三年②)戸籍に関する主務官庁である司法省では、塩野季彦大臣、岩村

こに平民と記載することとした。号に関しては、家族欄の氏名欄中に同様の空欄を必要に応じ設け、そし、この空欄に華族と士族はその族称を記載することになった。同四用紙の戸主欄中の族称欄から族称文字を今後印刷せず削除することと

使用するよう、一層の貫徹がなされていた。し、すでに族称とか族籍の文字が印刷されている用紙等は抹消のうえは、海軍省は次のような省令を出した。族称記載は華族のみと岩村司法次官から趣旨説明があり、各省の賛同をえることができた。このことは、戸籍関係のみの問題ではないとして、各省次官会議で

海軍省令第一七号

付則

大正六年海軍省令第一号ハ之ヲ廃止ス本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

海軍大臣 米内光政

昭和十三年七月廿八日

四 「族称」文字削除の意義と世論

□ 「族称」文字削除の意義

あり、 ヲ期ス」(資料④)ものであった。 三日の民事甲第七二二号は、これら国家政策の法律上の展開の一つで 和一三年は「融和事業完成十箇年計画」の第三年目であった。 同協会も国民精神総動員中央連盟に加盟し、 衆ノ階級的差別観念ヲ打破シ以テ現在挙国一致ノ秋ニ当リ万遺憾ナキ る「挙国一致」「万民一視同仁」政策がとられていた。同一三年六月一 の統制機関として中央融和事業協会が設立された。日中戦争勃発後、 公布され五月から施行となった。大正一四年(一九二五)に、 精神総動員中央連盟が結成された。 (1)正にこのような時代背景の中で発せられた。本通牒は、「国民大 昭和一二年(一九三七)七月に日中戦争が始まり、一〇月に国民 翌一三年四月には国家総動員法が 戦時体制に協力した。 融和運動 いわゆ 昭

〇九)の衆議院での請願で、そして大正一二年(一九三三)の建議案してきた。戸籍用紙「族称欄」に華族士族は記載するが、平民は記載する必要はないとする建議案・法律案が、明治末期に貴族院で審議された。これはいずれも否決されたが、大正三年(一九一四)の戸籍法改正では実現された。これは平民という族称そのものを廃止するもので正では実現された。これは平民という族称そのものを廃止するものではなかった。なお、士族および平民の族称をめぐる取り扱いは時代とともに変遷してきた。戸籍用紙「族称欄」に華族士族は記載するが、平民は記載はなかった。なお、士族および平民の族称をめぐる取り扱いは時代とともに変遷

っこ。それぞれ可決されていたが、それを実現する法令等は出されな

このように平民族称を記入さされたりあるいは記載されているといや卒業証書等にも族称が記載された場合があったのである。上のことであり、役所への請願届書をはじめ、履歴書、宿帳などにも上のことであり、役所への請願届書をはじめ、履歴書、宿帳などにも族称欄に平民と記載する必要はないとするのは、あくまでも戸籍法

この年来の懸案、従来の宿題を一歩解決するものといえた。 題視されて居た」(資料⑤)ところであった。民事甲第七二二号通牒は、り、「融和問題解決上悪い影響を及ぼすものとして、各方面に於て問うことは「妙な差別感が一部のものに不快を与へて」いたのであうことは「妙な差別感が一部のものに不快を与へて」いたのであ

が、それが与える社会的影響は大きいものがあった。 図細な改正のやうであるが其の及ぼす処の効果は甚だ大なるものであった。今回の通牒は、法形式上は大正三年戸籍法を改正するものであるが、 一緒用紙「族称欄」 から族称文字を削除する通牒は、「事極めて

死した軍人または軍属の戸籍に「死亡」と記載せず「戦死」とする通(4) 昭和一二年(一九三七)一〇月一五日民事甲第一四七七号は、戦

牒を出した。すなわち

度此段及通牒候也依り記載スルコトニ致度候条貴管下市町村長ニ対シ可然御通達相成依り記載スルコトニ致度候条貴管下市町村長ニ対シ可然御通達相成ノ戸籍事項欄ニハ「何年何月何日何時何々ニ於テ戦死云々」ノ例ニ戦死シタル軍人又ハ軍属ニ付死亡報告アリタルトキハ爾今事件本人

二二号は、これら一連の戦時措置の一環と位置づけられよう。族称文字削除に関する昭和一三年(一九三八)六月一三日民事甲第七

口 「族称」文字削除の世評

いて、一八日、二二日、二六日にも報道)。

(1) 本通牒をめぐって、「各新聞に於て報導され又は論議され」「当年が、一八日、二二日、二六日にも報道、昭和一三年六月一七日の第一報に続時の新聞でも、相当大きく取扱」われた。例えば、新聞の見出しは、時の新聞でも、相当大きく取扱」われた。例えば、新聞の見出しは、時の新聞でも、相当大きく取扱」われた。例えば、新聞の見出しは、日本通牒をめぐって、「各新聞に於て報導され又は論議され」「当

和一三年九月号に「族称廃止の経過」という論文を早速発表した。⑥)と伝え、同協会常務理事の小山三郎は、機関誌『融和事業研究』昭も、「戸籍面より『族称』『平民』の字消える 司法省の英断」(資料本問題の火付役となった中央融和事業協会の機関紙『融和時報』

一歩前進させた」(同⑦)と評している紋を世間一般に及ぼした」(資料⑦)のであり、「此の一石が世の中を評であった。「我が中堅青年の協議大会が投じた一石は予想以外の波図 世評は時宜にかなったものであり、司法省の英断として概ね好

(資料型)などとの反対論もあった。 (資料型)などとの反対論もあった。 (資料型)などとの反対論もあった。 (資料型)などとの反対論もあった。 (資料型)などの反対論もあった。 (資料型)などの反対論もあった。 (資料型)などの反対論もあった。

五 結びにかえて

と世評はどうであったかについて若干述べてきた。て、何故にこの時期に、誰によって提案され実現したのか、その意義(一九三八)六月一三日民事甲第七二二号通牒に関し、資料紹介をかね() 戸籍用紙族称欄から「族称」文字を削除するという昭和一三年

あった。例えば、『国史大辞典12』(平成三年、吉川弘文館)によれば、あっても誤解がある。本稿には、その誤りを訂正したいという目的も(2)平民族称と戸籍法との関係について、当時においても今日に

る。41)

ら族称を戸籍簿に今まで記載してきたが、今後は平民と記載する必要 簿に平民といふ族称を記載せぬことになった」(資料⑫)と、平民とい 称まで記載」 がなくなったとしている。これらは次のことから考えて誤りである。 (資料⑪)、 「何故? "平民"の族称が消えて士族、 (資料⑩)、「今度戸籍欄から『族称平民』の文字を抹消 華族が残る」「戸籍

(2)

三一七)の第二「戸籍法中適用のなくなる条文」によって、華族・土 う同年の「民法の応急的措置に伴うF はなく、昭和二二年(一九四七)五月三日の日本国憲法施行とそれに伴 いこととなった。これは、平民という族称・族籍がなくなったわけで の族称も記載することになっていたが、大正三年戸籍法はこれを改め 明治三一年戸籍法では戸籍用紙族称欄に華族・士族・平民のいずれ 華族と土族はその族称を族称欄に記載するとし、平民は記入しな ,籍の取扱に関する件」 (民事甲第

と戸籍法等について、稿を改めて発表したいと考えている。 化史研究』第 (3)族称に関して、 大正一二年 一九号、平成五年七月)を発表したが、今後、大正三年戸籍 拙稿 「因襲打破ニ関スル建議案」と族称、 「明治末期の平民称記について」 平民族称 (『日本文

・平民の族称は法律上消滅した

注

- (1) 明治 ŀ 可称」(『法令全書』 原書房、 一年六月一七日行政官達第五四二「自今公卿諸侯之称被廃改テ華族 三三一頁。 第二卷、 原本明治二二年、 内閣官報局、 昭和四九
- 七七 第一一〇四「中下大夫士以下之称被廃都テ士族及卒ト称」(前掲『法令 ト可称事」(前掲『法令全書』第二巻、 明治二年六月二五日行政官達第五七六「一門以下平士ニ至ル迄総テ士 同日達第五七八にも同文がある)、 第二巻、四九二頁)。 二四〇頁、 同二年一二月二日太政官布告 なお六月二五日達第五
- (3)明治五年一月九日太政官布告第二九号(前掲『法令全書』第五巻ノ一、 五二~五三頁)。
- (4) 例えば、 省令第二二号「戸籍用紙雛形第一」参照 明治一九年九月内務省令第一九号第四条、同一九年一〇月内務
- (5)井戸田博史「明治末期の平民称記について」(『日本文化史研究』第 に四九~五一頁参照。 号、平成五年七月、帝塚山短期大学日本文化史学会)四四~六三頁、 一九 特
- (6)皇室令第五号によって一部改正されたが、同二二年五月二日に失効と 華族令(明治四〇年五月七日皇室令第二号) は、 昭和二〇年一二月六日
- (7)福地重孝『士族と士族意識―近代日本を興せるもの・亡ぼすもの―』 (昭和三一年、春秋社)一九頁
- 前掲55論文、特に資料①参照。
- 前掲(5)論文、特に資料④参照
- (10) (9) (8) 前掲5論文、特に資料⑦参照
- (11)民の族称が廃止されたのは、 た」とあるが、誤りである。 『国史大辞典12』(平成三年、吉川弘文館、四七四頁、平民の項) 大正三年 (一九一四) の戸籍法改正であっ は <u>平</u>
- (12)籍質疑録』 第二二二号(大正四年、 戸籍学会)五~六頁

- (13)議会 衆議院議事速記録43』(昭和五七年、帝国衆議院議事連記録43』(昭和五七年、 二頁。 東京大学出版会)九四三~九
- (14)福地重孝前掲 『士族と士族意識』一九頁
- (15)議院委員会議録37』昭和六一年、 大正一二年三月二五日「因襲打破ニ関スル建議案委員会議録」(『 臨川書店、 六二七~六三一頁) 衆
- (16)前掲『議会衆議院議事速記録43』九六九頁
- (17) 落解放研究所) 小山三郎「族称廃止の経過」(『融和事業研究』第五一輯、 中央融和事業協会、二九頁、一九七三年村越末男による復刻版、 昭和一三年九 部
- (18)昭和一三年六月一三日民事甲第七二二号
- (19)籍・祖先祭祀』(一九九三年、世界思想社) 井戸田博史「4講 戸籍法」(日本近代法制史研究会編『日本近代法一二 ○講』一九九二年、法律文化社、一二頁)、同『家族の法と歴史─氏・戸 四~八頁。
- (20)新見吉治『壬申戸籍成立に関する研究』 八八頁、 四五一頁。 (昭和三四年、 日本学術振興会
- (21)前注書一〇八頁。
- (22)早稲田大学出版部) は 外岡茂十郎『家か個人か』 より引用。 II は、 (昭和三一年初版、 井戸田所蔵のもの 昭和四 八年増補版
- (23)井戸田博史前掲『家族の法と歴史―氏 ・戸籍・祖先祭祀』 八~九頁。
- (24)前注書一五~一七頁。
- (25)前注書二二~二五頁。
- (26)究』二五~三五頁)、『融和時報』 央融和事業協会、 以下の経緯については、小山三郎 一二月一日) 同第一四〇号 を主として参考にした。 一九八三年原田伴彦・渡部徹による復刻版、 (昭和一三年七月一日)、 第一三七号(昭和一三年四月一日、 「族称廃止の経過」 同第一四五号(昭和一三年 (前掲『融和事業研 三一書 L1
- (27) 戸籍・寄留 先例大系』昭和一五年、親族・相続 昭和一三年七月二九日長崎地方裁判所長 清水書店、二一三頁) 飛会 (辻朔郎 編 一同

法

- (28)昭 和一三年六月一七日『読売新聞』。
- 前掲 『融和時報』 第一三七号

(29)

- (30)前揭 『融和時報』 第一四五号
- 小山三郎前掲 「族称廃止の経過」 三四頁

(32)(31)

- 規則、 府県において同様のものが多くあるとしている。 業取締規則、下宿転宿届、外務省留学生規程、行政訴訟書様式 養義務者ニ関スル調書、代用精神病院ニ関スル件施行細則 各種履歴書、 されるものの一二を掲げて見れば」として、次のものを紹介している。 小山三郎前掲 として族称の記載を要求されて居るもので将来之を廃止さるゝと想像 産婆名簿登録謄本下付願、 同上施行細則、 同上施行細則、医師法施行手続、 精神病者監護法施行手続 「族称廃止の経過」(三四~三五頁) 歯科医師現状届、産婆名簿登録訂正取消等出願書様 産婆規則施行手続、看護婦名簿、 同上費用弁償ニ関スル手続、 医師現状届、 は、「今、 歯科医師法施行規 医師法施行 日常の書類 なお各 宿屋営 扶
- 前掲『融和時報』第一四五号。

(33)

- (34)前掲『融和時報』 第一四三号。
- (35)**辻朔郎編前掲** 『司法省 規族・相続 先例大系』一九九三~一九九四頁。
- 前注書一九九四~一九九五頁。
- (37) (36) 昭和一三年六月一七日『大阪毎日新聞』

(資料10

- (38)前掲 『融和時報』 第一四〇号。
- 前掲 『融和時報』 第 一四五号

(39)

- (40)注(26)参照
- (41) 注(1)参照。

(42)

注(5)参照

①「戸籍用紙ノ様式ニ関スル件」

民事局 民事甲第七二二号

昭和十三年六月十三日

候也には、「平民」ト記載ス)貴管内各市町村長ニ対シ御通達相成度此段依命及通牒フ中ニ「平民」ト記載ハ之ヲ為サス、同条第四号ニ付テハ氏名欄中ニ同様ノ空欄ヲ設ヶ其ヲ為シ「平民」ノ記載ハ之ヲ為サス、同条第四号ニ付テハ「主族」ノ記載ハ右空欄中ニ之様(記載例、戸籍法第十八条第三号ニ付テハ「華族」又ハ「上族」ノ記載ハ右空欄中ニ之様(記載例、戸籍法第十八条第三号ノ規定ノ趣旨戸籍法施行細則付録第一号様式ニ付テハ戸籍法第十八条第三号ノ規定ノ趣旨戸籍法施行細則付録第一号様式ニ付テハ戸籍法第十八条第三号ノ規定ノ趣旨

使用セシムル様致度申添候追テ為念別紙族称欄雛形添付致置候尚現存戸籍用紙ニ付テハ適宜抹消ノ上

ル定號終節戸 場ニノ節十指 合仏規門八法 ル定数條第戸 場三ノ第十籍 合依規三八法 析 加马山 上前 (略) 华 | 10 民 | 111 201 r. 華 族 (士族) 13 略 啦 6 酚 瞬 **※** R₀

事業協会、一九七三年復刻版)一四六頁]一、一六二六~一六二七頁、『融和事業研究第五○輯』(昭和一三年、中央融和頁、『親族相続戸籍ニ関スル訓令通牒録』(昭和一三年、戸籍学会)№三一九八辻朔郎編『司法省 親騰・報職 先例大系』(昭和一五年、清水書店)三七~三八八辻朔郎編『司法省 親騰・報職

ハ族称ノ文字又ハ平民ノ記載ハ之ガ謄写ヲ省略シ差支ナシ」②「族称ノ文字印刷シアル戸籍又ハ戸主ノ族称平民ト記載シアル戸籍ノ謄本ニ

セサルコトト相成候処戸籍謄本作成ニ該リ左記ノ点間合ノ向有之候条御指示本月十三日付民事甲第七二二号通牒ニ依リ戸籍用紙中族称ノ文字ハ予メ印刷京都地方裁判所長照会(昭和十三年六月二十一日庶第四三七六号)

記

相成度候

備スル必要アリト謂フ)(省略シ得ストセハ謄本作成ノ為メ族称ノ文字ヲ印刷シタルモノト然ラサルモノトヲ進一現戸籍ニ族称ノ文字印刷シタル モノハ族称ノ文字省略シ得サルヤ

民事局長回答(同年六月二十九日民事甲第七六四号)二旧戸籍戸主ノ族称平民ト記載シアルモノム平民ノ記載ハ省略シ得サルヤ

候 族称ノ文字及戸主ノ族称平民ノ記載ハ何レモ謄写ヲ省略シ差支ナシト思考致

ニ関スル訓令通牒録』№三一九二、一六二九頁〕〔前掲『司法省 滉籐・帯鰥先例大系』二一一〜二一二頁、前掲『親族相続戸籍

③「家族欄ニハ予メ族称ヲ記載スル為ノ欄ヲ設クベキモノニ非ズ」

- 大阪府北河内郡九個荘村長 察伺(昭和十三年六月二十三日日記戸第六〇

牒ニ基キ「族称」ナル文字ヲ除キ空欄ト為スヘキハ勿論ノ儀ニ有之候処家族戸籍法施行細則付録第一号様式ニ依ル戸籍用紙ヲ新ニ調製スル場合ハ御通号)

テノミ之カ欄ヲ設ケ記載スヘキモノナルヤ 称ヲ異ニシテ前叙第四号ノ記載ヲ為ス必要生シタル場合其都度其ノ者ニ付 ヲ総テ父母ノ氏名及続柄欄ノ左側ニ設ケ置クヘキモノナリヤ将又戸主ト族 欄ニ付テモ戸籍法第十八条第四号ニ依リ記載シ得へキ族称欄即チ之カ空欄

民事局長回答(同年七月八日民事甲第八二〇号)

第 項 後段貴見ノ通

『司法省 晃簇・相続 先例大系』 三八~三九頁)

4 「戸主ノ族称欄及事項欄中「平民」ト記載ノ省略

別紙佐世保区裁判所管内戸籍寄留事務担任吏員協議会決議(中略)ハ第四三六 (中略)ヲ各左記ノ通リ変更セハ其他ハ何レモ相当ト思料候(以下略) 長崎地方裁判所長照会(昭和十三年七月二十九日日記庶第五七三九号)

第四三六間 1 決議担当

佐世保区裁判所管内戸籍寄留事務協議会決議

四三六

戸籍謄抄本作成ニ際シ左記事項省略シ差支ナキヤ

戸主ノ族称欄及事項欄中「平民」ト記載シアルモノ

戸籍ニ改製サレサルモノニ付戸籍謄抄本ノ請求アリタル場合ハ族称欄ニ平民 趣旨徹底ヲ欠クノ憾アリ且本年六月十三日付民事甲第七二二号民事局長通牒 虞アルヲ以テ削除サレタシ」等ノ申出アル場合再三アリ斯クテハ右改正規定ノ 載シアルハ如何ナル理由ナリヤ」又「平民ト記載シアルタメ差別的誤解ヲ招ク ト記載シタル侭交付シ居ル処「現在平民ナル族称ハ廃止サレタルニ不拘之ヲ記 リ之ヲ省略ス可ク改正セラレ今日ニ至リタルモ改正以前ノ戸籍ニシテ未タ新 イノ場合 族称欄ノ平民ナル記載ハ大正三年法律第二十六号戸籍法改正ニョ

> 刑務所、監獄等ノ記載アルモノハ省略シ謄抄本作成差支ナキ旨ノ通牒ヲ想起ス 適シタル取扱ナラムト思料シタルニ因ル ル時ハ前述ノ趣旨ニヨリ提案ノ通リ取扱フハ百利アリテー害ナク反テ時宜ニ キヲ期スヘキ趣旨ト思惟セラレ加フルニ彼ノ賤称ノ記載及出生並死亡事項中 ハ国民大衆ノ階級的差別観念ヲ打破シ以テ現在挙国一致ノ秋ニ当リ万遺憾ナ

決議 (略) 意見ノ通リ

民事局長回答(同年九月六日民事甲第一〇七一号)

第四三六間(略)ハ決議ヲ相当ト思考致候

ニ関スル訓令通牒録』№三二〇四、一六三四~一六三五頁) \前掲『司法省 親族·相続先例大系』二一二~二一三頁、前掲 『親族相続戸籍

「族称取扱に関し陳情

逓信・鉄道・拓務・司法・宮内の各省大臣及企画院総裁に提出した。 き旨の陳情書を、内閣・外務・内務・海軍・陸軍・大蔵・文部・農林・商工・ 融和促進上に支障尠くないので今後之が記載を不要とする様御取計ひ願ひ度 あるのは、 日付を以て、平沼会長名を以て従来諸般の文書に族称を記載すべき事になつて 其の実行は中央融和事業協会に一任されたので本会では直ちに、去る三月十六 く青年協議大会で、之の使用方に関し当局に陳情の緊急動議が提出可決され、 及ぼすものとして、各方面に於て問題視されて居たのであるが、今回別項の如 書、入学願書、宿泊人届出書等に記載する慣例は、融和問題解決上悪い影響を 士族平民等の族称を各種の文書例へば戸籍謄本、 単なる因襲に基くものであつて、現在何等実益がないのみならず、 抄本、 身分証明書、 履歴

伴彦・渡部徹による復刻版、三一書房)〕 『融和時報』第一三七号(昭和一三年四月、中央融和事業協会、一九八三年原田

⑥「戸籍面より

族称」「平民」の字消える

司法証の英断!」

出来ないことである。
出来ないことである。
出来ないことである。
の多かつたことである。即ち戸籍謄本及抄本其他身分証明書、履歴書、入学願書、宿泊人届書等其他に於て、かゝる不用文字の記入をすることが、不合理極書、宿泊人届書等其他に於て、かゝる不用文字の記入をすることが、不合理極書、宿泊人届書等其他に於て、かゝる不用文字の記入をすることが、不合理極基くものであつて、現在何等実益なきのみならず、融和促進上から見ても支障基とものであつて、現在何等実益なきのみならず、融和促進上から見ても支障基とものであつて、現在何等実益なきのみならず、融和促進上から見ても支障

長に通達せらる」ことになつた。 閣総理大臣他外務、 た事もあり、 方裁判所長宛に、左記内容の戸籍用紙様式に関し、通牒を発せられ、各市町村 に対し交渉しつゝあつたところ去る六月十三日付司法省大森民事局長より地 方面連絡協議会及同月十五日開催の中堅青年研究協議会等に於ても発議され 右に関しては、曩に本年三月国民融和週間第一日東京に於ける融和事業関係 拓務、厚生各省大臣及企画院総裁に陳情書を提出する等関係各方面 本協会に於ては、之に関し去る三月十六日本会々長名を以て、内 内務、 大蔵、陸軍、 海軍、 司法、文部、 農林、 商工、 逓

せざる様、尚「平民」の記載は、之を為さゞる事旨を参酌し、爾今新用紙を調製するに当りては「族称」なる文字は予め印刷戸籍法施行細則付録第一号様式に就ては、戸籍法第十八条第三号の規程の趣

司法次官より趣旨の説明があつたに対し、関係各省共賛意を表した。尚これは戸籍関係のみの問題にあらずとして、特に各省次官会議の席上岩村

疑はない。 より国民一般に与ふる影響と因襲撤廃国民啓蒙の効果甚大なるべきは信じてより国民一般に与ふる影響と因襲撤廃国民啓蒙の効果甚大なるべきは信じて今回、司法当局が斯かる挙に出でたことは、画期的英断といふべく、これに

此際吾等は、これを以て足れりとせず更に各種各方面に於ける融和促進に

層の奮起を為さねばならぬ

(ただし八二行目の発議が、これでは論議となつている)〕『族称』『平民』の問題」(『融和事業研究』第五○輯、昭和一三年七月)にある〔前掲『融和時報』第一四○号(昭和一三年七月)、なお、同様の「戸籍面

⑦「族称取扱に就て

中央融和事業協会常務理事 小山三郎」

戸籍謄本や抄本を取るときなど忘れんとして忘れ得ざるものが再び刺される て極めて愉快である。 やうな気分であつたものが消散することになつたので此点吾々の希望が達 を与へて居つた、即ち入学願、 来新に印刷するときから始まるのであるから現存の用紙は前同様使用されるのである。) に備付けの戸籍面から此の族称の欄を取除くことになつたのである。 所長宛通牒され、 称の欄を戸籍面上から取除かれたのである。而して此は公文を以て各地方裁判 あつたのである。それが十一年に司法当局の深い理解があつた為め遂に其の族 した、即ち族称欄を戸籍面上から取去るといふことは司法省としては大英断で 此のことは我々融和事業の方面からいへば徒らに地区の人達に無用の刺激 我が中堅青年の協議大会が投じた一石は予想以外の波紋を世間一般に及ぼ 各裁判所長は此の通牒によつて市町村に通牒して市町村役場 転居、 寄留をするとき、 宿屋に宿泊するとき

×

げたといふ感じがするのである。

然るに更に此は一般民衆に及ぼした影響が又非常に大なるものがあつたこ然。

然るに更に此は一般民衆に及ぼした影響が又非常に大なるものがあつたこ

^ ×

此れと同様に我々は更に他の方面に於ても即ち非常時局の第一線に於ても、

同様に世を率ゐて進むといふ意気と努力を為さなければならぬ。又銃後の活動に於ても将来国民精神総動員に於ても国民の消費節約に於ても

へられたのである。ければならぬといふことをも示され従つて我々の行動に責任があることを教ければならぬといふことをも示され従つて我々の行動に責任があることを教それと同時に又我々は徒に付和雷同することなく、無責任の行動を慎しまな

〔前掲『融和時報』第一四〇号(昭和一三年七月)〕

⑧「昭和十三年を語る

族称の問題

「平民」消える」

ひます。ひます。ひます。ひます。ひます。ひます。のに、司法省が取つた今回の処置は省としての一大英断だつたと思め波紋を及ぼしたもので従来宿題となつて居た族称欄を戸籍面上から取去るといふので、司法省関係で年来の懸案が解消した事項に就て F君 どうぞ。

印刷せざる様、尚「平民」の記載は、之を為さゞる事趣旨を参酌し、爾今新用紙を調製するに当たりては「族称」なる文字は予め戸籍法施行細則付録第一号様式に就ては、戸籍法第十八条第三号の規定の

方面に対して同様の通牒を発せられました。各省共賛意を表したのでありますがその後海軍省、文部省などでも、省関係に各省次官会議の席上岩村司法次官より趣旨の説明があつたに対して、関係としてありますが、尚右に就ては、それが司法省だけの問題でないので、特

-) あの問題は相当各方面に好い影響を与へたと思ひますね。
- | 実でする。| | S | それは確かなことです。これで一般に融和問題の認識を新にしたことも事
- たと思ひます。当時の新聞でも、相当大きく取扱ひましたからね。 B これを喜んだのは啻に融和事業関係者丈でなく心ある人は皆喜んで呉れ

〔前掲『融和時報』第一四五号(昭和一三年一二月)〕

⑨「全国融和事業協議会・協議事項」(昭和一三年六月一四日、中央融和事業協会主

(小山三郎・中央融和事業協会常務理事の発言の一部

と懇談問題は民事局に托されて居り民事局長から研究の結果をきいた。族称問題に就ては司法省通牒が出てゐないから遠慮をしたいが。先般司法次官

たれている。憲兵学校長の意見も「族称」欄を取る点である様である。つている。憲兵学校長の意見も「族称」欄を取る点である様である。一籍法の改正は不可能であるが、平民は書かなくてもよし、華士族は書から、戸籍勝本の問題、それには左記明記として、左記には族称の事など書いてあ戸籍謄本の問題、それには左記明記として、左記には族称の事など書いてあ

法次官が中心となり、各省次官会議に提出努力を願つて居る。其他文部省関係の入学願もあり、その他宿帳身元証明等関係が多々あるので司

〔『融和事業研究第五十輯』(昭和一三年、中央融和事業協会、一九七三年復刻版)但し、これは未だ通牒は出て居ないのであるから此の点予め御承知願ひたし。

⑩「空白になる族称欄

一三三頁

まづ戸籍面から抹消」

てゐたが、今後この"族称』の印刷文字がし、族称ならぬ平民の称まで記載されて妙な差別感が一部のものに不快を与へ従来戸籍面には華族土族など族称記載の欄にわざ/\"族称』なる文字を印刷

抹消されることに十六日の定例次官会議で決つた

て漸次抹消されてゆくことだらうけで旅館の宿帳、履歴書その他一般文書から"族称"の文字はこれにならつがで旅館の宿帳、履歴書その他一般文書から"族称"の文字はこれにならつ並に士族はたとひ族称の文字はなくとも空欄さへあれば当然記載されるわこれは戸籍法(第十八条第三項)によつて戸籍面に記載の義務を有する華族

報告し内務、文部、厚生各次官の賛同を得たものである全国各地方裁判所を通して各市町村長宛に通達を発し一方次官会議にこの旨抹消は現行戸籍法に照し差支へなしといふ結論に達し去る十三日付を以つて陳情書」に基いて岩村次官、大森民事局長らが慎重研究の結果 "族称"の文字陳情書」に基いて岩村次官、大森民事局長らが慎重研究の結果 "族称"の文字は会長平沼騏一郎男)から司法省に対して上申されてゐた「族称取扱に関するこの "族称" 抹消問題はかねて万民一視同仁の趣旨により中央融和事業協会

【昭和一三年六月一七日 『読売新聞』〕

①「戸籍面から消える「平民」

同族融和のため、司法省の英断」

次官会議の席上岩村司法次官からこの旨を報告し好評を博したをはかることに決定、十三日付で全国各裁判所長あて通牒を発したが、十六日浴びた司法省では、今度戸籍欄から「族称平民」の文字を抹消して事務の簡捷さきに戸籍面に戦死、戦傷死の文字を記入することに決定して各方面の絶賛を

は全然記入しないことに取扱を一定したものである書いてゐたが、今度族称欄から族称の文字を去り華族、士族のみ記載し平民即ち従来戸籍の氏名欄肩書に族称欄の一欄があり華族、士族もしくは平民と

を取除くことになるはずである。これを削除するも何ら差支へないことが判つたので直に取扱方を改正するここれを削除するも何ら差支へないことが判つたので直に取扱方を改正するここれを削除するも何ら差支へないことが判つたので直に取扱方を改正するここれを削除するも何ら差支へないことが判つたのまゝ踏襲してゐるに過ぎず、だめ不必要な欄を取除いては如何との主旨であつた、民事局で法文研究の結果長平沼男から「族称取扱に関する陳情書」が塩野法相あて提出され同族融和の司法省がこの取扱をするにいたつた原因は去る三月十六日中央融和事業協会

岩村司法次官談

族とか士族とかはこれまで通り書くが平民は書かなくなつただけだ、何も書戸籍面から平民といふ文字が抹殺されたが平民がなくなつたのではない、華

律を改正しなければ出来ないことになつてゐる(東京発)あつて士族抹殺を断念したほどで、この方は法文に明記してあるのだから法大議論が行はれ、祖先の槍一筋の勲功を伝へる唯一のものであると大反対がいではないかといふ議論もあつたがこのことは先年横田法相時代にも一度いていないものは平民だといふことになつたのである、士族も書く必要がな

度版Ⅱ』(平成三年、新聞資料出版)八三一~八三二頁参照)「昭和一三年六月一七日『大阪毎日新聞』、なお『纂成昭和編年史』十三元

⑫「何故? "平民"の族称が

消えて士族、華族が残る」

記載せぬが、華族、士族は記載する、何だか妙な気持だこれには内務省も大賛成で早速旅館の宿帳にこれを通用しようといふ、平民は司法省では今後同省扱ひの戸籍簿に平民といふ族称を記載せぬことになつた

その効果に就て法学博士竹田省氏の感想を叩いて見る

>

現在、社会的には何の意味もない士族を残すのもをかしいが法文に明記してあかり華族なんかと書かうものならチップをウンとはずまなきやならなくなるもと!~宿帳には族称欄があつても書かないのが一般の風習のようだし、うつのだからだまされてゐるような気もする、しかし数において最も多い平民の二別に平民がなくなつたわけではなく結局何も書いてないものは平民だといふ別に平民がなくなつたわけではなく結局何も書いてないものは平民だといふ

つて見せびらかしに書きたくても今後は書けぬことになつたことだろう出来るわけだ、いちばんの皮肉は故原敬氏のように平民をほこりとする人があ尤も法律は一定不変ではないのだから今後改正して士族も帳消しすることは

るので改正しなければ抹殺は出来ない

、昭和一三年六月一八日 『大阪毎日新聞』

(3) 「全録

"士族"も消せ

京都 原隆

る功績によつて士族になり得るんだ。同族融和の主旨をもつと徹底すべし。ふのか。華族は国家に勲功あつて今も現に賜はるのであるが、一体今日如何なの話だがこの槍一筋の勲功は何に対する勲功だらう。封建時代の槍一筋の勲功を伝へる唯一のものだから大反対があつたとの話だがこの槍一筋の勲功は何に対する勲功だらう。封建時代の槍一筋の勲功を合いたがら、封建時代の槍一筋の勲功を伝へる唯一のものだから大反対があつたと戸籍面の族称を「士族」を従来通り残して「平民」だけを消す、それでは少々戸籍面の族称を「士族」を従来通り残して「平民」だけを消す、それでは少々

¢

日なほ差別を受け恰も特権の如く心得るのは何ら理由がない。(愛媛 石川導りの権力階級に生れ合はせてゐたといふまでである、その子孫が他の階級と今ある(尤も水戸光圀公の如き少数の例外はあつたが)かようなさむらひ諸君が親譲下の政権を壟断してゐた将軍やその下に齷齪たりし大名等へのそれが殆どで士族連のいはゆる「祖先の槍一筋の勲功」とやらも実はその昔おそれ多くも天

祖先に申訳なし

減少するようなことになれば遺憾である。(兵庫、武士の孫)いふ性質のものでもなく、寧ろこれを抹消したためにわれ等の自覚を少しでもつてか祖先に見えんやといひたい。別にこれがある故に社会に害をおよぼすと士族として一言す。われ/\の土族を未来永劫抹消せんか、我々は何の面目あ

〔昭和一三年六月二二日『大阪毎日新聞』〕

14 士族抹消是非

抹消反対 われ等の祖先の国家的勲功は「槍一筋の勲功」などと片付けられる

負を失はしめてまでこれを廃するも他に益ない。(広島、吉田琴雨)名残りに違ひない、廃するなら両者ともにすべきだ、土族階級唯一の精神的誇品残りに違ひない、廃するなら両者ともにすべきだ、土族階級唯一の精神的誇い、(大阪、村田重幸)▽土族則のゆえんは藩版奉還である明治大帝はこれをよ。(大阪、村田重幸)▽土族勲功のゆえんは藩版奉還である明治大帝はこれをよ。(大阪、村田重幸)▽土族勲功のゆえんは藩版奉還である明治大帝はこれをよ。(大阪、村田重幸)▽土族勲功のゆえんは藩版奉還である明治大帝はこれをよる代きし

日本臣民でよい。 別は断じて皇国精神異端である、かかる精神より士族、平民を抹消して一律に 族やな。 したものあり、 が時代錯誤だ。 功を抽象的に疾呼するのみで何等根拠がない、なぜ平民がいやだ、 一代論を主張した。華族然り、況んや意味なき士族の存置をや、直に抹消すべ 抹消賛成 生)▽我国は神、 がわからぬ士族階級の反対でこんなぬえ的な事になつたのだろう。 治)▽兵庫の武士の孫よ〝士族を抹消すれば自覚を減少する〟とは情けない士 /〜 "といつて家中で行列の真似をしてゐる、困つたものだ。 (今治、長岡豊明)▽士族抹消論は確固たる論説であるが存置論は祖先の勲 (京都、平民武士)▽士族を残して同族融和はをかしい、 兵庫の武士の孫氏のいふことは理由は甚だ薄弱、板垣退助伯は華族 それが皆士族はをかしい、ある士族は年に数回祭をして〝下に (大阪、井関三光)▽槍一筋といつても野武士あり、 君、 (山口、島田為三郎)――士族抹消是非はこれで打切ります 民何れも神聖なる構成要素である、各要素内において差 (大阪、 司法省の考へ その考へ方 小森栄

、昭和一三年六月二六日『大阪毎日新聞』〕 (平成五年九月二二日稿)